

令和 8 年度
たつの市
保育所・認定こども園
入 園 の 手 引



受 付 期 間

一 斉 申 込 み：令和7年10月1日（水）～10月17日（金）

年度途中申込み：随時

※ 土・日曜日・祝日を除く。

※ 令和8年4月から令和9年3月中に入園を希望される方は、必ず上記一斉申込み期間中にお申し込みください。

たつの市教育委員会

令和7年9月



もくじ

申込かんたんガイド.....	1
1 施設情報一覧.....	2
2 たつの市保育所・認定こども園施設マップ.....	3
3 保育所・認定こども園の利用について.....	5
4 認定制度について.....	6
5 申込みについて.....	9
6 電子申請について.....	11
7 選考方法について.....	11
8 利用者負担額（保育料）・給食費について.....	12
9 施設等利用給付認定について.....	15
10 その他保育サービス.....	17
11 1日のすごしかた.....	18
12 よくあるご質問.....	19
13 施設詳細情報.....	21

申込かんたんガイド

1 希望園を決める

本手引等を参考に開園時間、自宅からの距離、教育・保育方針などから希望園を決定します。施設の説明・見学を希望される場合は、各施設にお問い合わせください。

希望園は、施設見学の上、決定することをおすすめします。

【参考ページ】

「たつの市保育所・認定こども園施設マップ」（3～4ページ）

「施設詳細情報」（21～34ページ）



2 申込書類を提出する

希望園が決定したら、申込書類を作成し、提出します。

申込期間：10月1日（水）～10月17日（金）

※令和8年4月から令和9年3月中に入園を希望される方は、必ず上記期間中にお申し込みください。期間を過ぎてからの申込みは、期間中に申込みをされた方の選考が終わってからの入園調整になります。

書類提出後、事前に保護者やお子さんのお話を伺うために希望園にお越しいただく場合があります。

提出書類、提出先は施設により異なります。下記ページにてご確認ください。

【参考ページ】

「保育を必要とする事由、認定に必要な書類」（7～8ページ）

「施設別必要書類、提出先」（9～10ページ）



3 入園決定（1～2月頃）

入園が決定したら、市から教育・保育施設等入所（園）承諾書等が届きます。また、園から入園説明会などで準備物等の説明がありますので、入園までにそろえておきましょう。



1 施設情報一覧（令和7年9月1日現在）

※詳細情報は21ページ以降をご覧ください

区分	公私	施設名	所在地	電話番号
保育所	公立	神岡保育所	神岡町田中 668-2	0791-65-1193
	私立	西楽保育園	神岡町東鯨崎 92-2	0791-65-1860
		揖保みどり保育園 ※	揖保町揖保中 97-3	0791-67-8055
		たんぽぽ保育園	龍野町宮脇 10-4	0791-63-2777
		龍野太陽保育園	揖保町今市 334-1	0791-67-1351
		東栗栖保育園	新宮町能地 338-2	0791-75-0188
		香島保育園	新宮町香山 1430-1	0791-77-1014
		岩見保育所	御津町岩見 1462	079-322-3657
認定 こども 園	公立	龍野こども園	龍野町上霞城 130	0791-62-0392
		小宅北こども園	龍野町片山 6	0791-63-0487
		小宅南こども園	龍野町富永 404	0791-63-4640
		揖西東こども園	揖西町清水 30-1	0791-66-0270
		揖西中こども園	揖西町構 47-1	0791-66-2405
		誉田こども園	誉田町広山 507-5	0791-63-0816
		西栗栖こども園	新宮町鍛冶屋 77	0791-78-0813
		新宮こども園	新宮町新宮 430-1	0791-75-4185
		神部こども園	揖保川町黍田 5-2	0791-72-2487
		御津北こども園	御津町中島 980	079-322-2278
		御津南こども園	御津町岩見 320	079-322-2502
	私立	まことこども園	神岡町沢田 467-1	0791-65-1569
		すみれこども園	揖保町西構 46-1	0791-67-0337
		旭こども園	龍野町富永 16	0791-63-1848
		あそびの丘	揖西町小畑 541-1	0791-72-8825
		心光こども園	新宮町仙正 187-4	0791-75-3318
		第一仏光こども園	揖保川町山津屋 67-2	0791-72-3240
		まあや学園	揖保川町二塚 385-1	0791-72-4630
		じょうせんこども園	御津町朝臣 130	079-322-1870

※ 揖保みどり保育園は、令和8年度から認定こども園に移行予定です。申込区分は「私立認定こども園」となります（9ページ参照）。

2 たつの市保育所・認定こども園施設マップ



新宮地域			
地図番号	公私	施設名	小学校区
①	公立	西 栗 栖 こ ど も 園	西栗栖
②	私立	東 栗 栖 保 育 園	東栗栖
③		香 島 保 育 園	香島
④	公立	新 宮 こ ど も 園	新宮
⑤	私立	心 光 こ ど も 園	越部

龍野地域			
地図番号	公私	施設名	小学校区
⑥	私立	西 楽 保 育 園	神岡
⑦		ま こ と こ ど も 園	
⑧	公立	神 岡 保 育 所	龍野
⑨		龍 野 こ ど も 園	
⑩	私立	旭 こ ど も 園	小宅
⑪	公立	小 宅 北 こ ど も 園	
⑫		小 宅 南 こ ど も 園	
⑬	私立	た ん ぽ ぽ 保 育 園	
⑭	公立	揖 西 東 こ ど も 園	揖西東
⑮		揖 西 中 こ ど も 園	揖西西
⑯	私立	あ そ び の 丘	揖保
⑰	公立	誉 田 こ ど も 園	
⑱	私立	揖 保 み どり 保 育 園	
⑲		す み れ こ ど も 園	
⑳		龍 野 太 陽 保 育 園	

揖保川地域			
地図番号	公私	施設名	小学校区
㉑	私立	ま あ や 学 園	半田
㉒		第 一 仏 光 こ ど も 園	神部
㉓	公立	神 部 こ ど も 園	

御津地域			
地図番号	公私	施設名	小学校区
㉔	公立	御 津 北 こ ど も 園	御津
㉕		御 津 南 こ ど も 園	
㉖	私立	じょうせんこども園	
㉗		岩 見 保 育 所	

3 保育所・認定こども園の利用について

3-1 幼稚園・保育所・認定こども園の違い

幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です(市内にはありません)。保育所は、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。また、保育所・認定こども園は、地域の子育て支援も行っています。

	保育所	認定こども園	
	2号・3号認定	1号認定 (幼稚園部分)	2号・3号認定 (保育所部分)
対象児童	保護者の就労などの理由により 家庭で保育ができない0～5歳児	3～5歳児	保育所と同じ
保育の必要性	あり	なし	
保育時間	最長 11 時間	14：00 まで	
給食	あり	あり	
休園日	日・祝	土・日・祝	
長期休暇 (夏季休業等)	なし	あり	

※ 私立園は、施設により上記と異なる場合があります。

※ 給食は、年齢、施設により主食(ごはん等)持参となる場合があります。

3-2 土曜日保育

土曜日保育の実施状況については、下記のとおりです。事前申込みが必要な場合の申込期限、手続き等は各園にお問い合わせください。別途、給食費が徴収される場合があります。

施設名	保育時間	利用条件
公立保育所・認定こども園	8：00～12：00	希望保育のため、事前申込みが必要です。
下記以外の 私立保育所・認定こども園	7：00～19：00	
揖保みどり保育園	7：00～19：00	通常保育です。
たんぽぽ保育園	7：00～16：00	希望保育のため、事前申込みが必要です。
東栗栖保育園	8：00～16：00	
香島保育園	7：30～16：00	
あそびの丘・まあや学園	7：00～17：00	
心光こども園	7：30～15：00	

3-3 ならし保育

入園当初の長時間保育は児童にとって大きな負担となります。そのため、入園後しばらくは保育時間を通常よりも短くする「ならし保育」を行います。時間や期間は児童の状況や施設によって異なりますが、1～2週間程度となります。

3-4 施設休業日

公立保育所	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
公立認定こども園（1号認定）	土曜日、日曜日、祝日、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日 春季休業日 3月22日～4月7日 夏季休業日 7月21日～8月31日 冬季休業日 12月25日～翌年1月7日
公立認定こども園（2号・3号認定）	上記公立保育所と同じです。
私立保育所・認定こども園	上記に準じて各施設で定めています。

3-5 受入年齢について

保育所は、0歳（原則として生後3か月を経過した翌月）～5歳児までの児童が対象です。

認定こども園は、認定区分により異なり、1号認定は3～5歳児までの児童が対象、2号・3号認定は、保育所と同じです。

生 年 月 日	クラス年齢	認定区分	就学前最終日
令和 7年4月2日～	0歳児クラス	3号	令和 14年3月31日
令和 6年4月2日～令和 7年4月1日	1歳児クラス	3号	令和 13年3月31日
令和 5年4月2日～令和 6年4月1日	2歳児クラス	3号(2号)	令和 12年3月31日
令和 4年4月2日～令和 5年4月1日	3歳児クラス	1号・2号	令和 11年3月31日
令和 3年4月2日～令和 4年4月1日	4歳児クラス	1号・2号	令和 10年3月31日
令和 2年4月2日～令和 3年4月1日	5歳児クラス	1号・2号	令和 9年3月31日

※ クラス年齢は、令和8年4月1日時点の年齢です。

※ 入園児童数に応じて異年齢保育を行う場合があります。

4 認定制度について

4-1 認定区分

保育所・認定こども園等を利用するためには、下記の3つの認定区分により認定を受けることが必要です。

※ 令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い新たな認定区分が追加されました。詳しくは15ページ以降を参照してください。

※ 1号認定で市内の認定こども園を利用する場合は、3歳児からとなります。

認定区分	対象となる児童	利用できる施設		
		保育所	認定こども園 (幼稚園部分)	認定こども園 (保育所部分)
1号	満3歳以上で、教育を希望する児童		○	
2号	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する児童	○		○
3号	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する児童	○		○

4-2 保育を必要とする事由、認定に必要な書類

2号・3号認定を受ける方は、下記の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由	保護者の状況		保育必要量※1	入園可能期間※2
就労	フルタイム、パートタイム、夜間、在宅など月48時間以上の勤務	月48～120時間未満※3	保育短時間	就労している期間※4
		月120時間以上	保育標準時間	
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間もない場合		保育標準時間	出産予定月とその前後2か月（最長5か月）※5
疾病・障害	疾病、負傷、心身障害のいずれかを有する場合		保育標準時間	療養を必要としなくなるまで
介護・看護	親族の看護・介護をしている場合	月48～120時間未満※3	保育短時間	介護・看護の必要がなくなるまで
		月120時間以上	保育標準時間	
災害復旧	火災、風水害、地震で家屋を失ったり破損したりし、その復旧の間、児童を保育できない場合		保育標準時間	必要な期間
求職活動	就労のための活動をしている場合（起業準備を含む）		保育短時間	3か月（同一年度1回のみ）
就学	学生の場合（職業訓練校等における職業訓練を含む）	月48～120時間未満※3	保育短時間	就学している期間
		月120時間以上	保育標準時間	
育児休業※10	育児休業取得時に、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合		保育短時間	新たに生まれた児童が満1歳になる年度の末まで
その他	上記以外の事由で保育が必要と認められる場合		保育標準時間	必要な期間

※1 保育必要量とは、「保育を必要とする事由」による保護者の状況に応じて必要とされる保育時間のことです。「保育短時間」と「保育標準時間」の保育時間は施設により異なります（21ページ以降を参照）。なお、「保育標準時間」に該当する場合でも希望により「保育短時間」の利用をすることが可能です（利用者負担額はそれぞれ異なります）。ただし、月途中での変更はできません。

※2 「求職活動」等入園可能期間に期限のあるものは、期限日をもって退園となります。継続して入園を希望する場合は、期限月の20日までに別途、申請が必要です。

※3 月の就労等の時間が120時間未満であっても、就労時間帯等の都合により施設が設定する「保育短時間」を超えて利用が必要な場合は、「保育標準時間」での申請が可能です。

※4 育児休業から復帰の際、ならし保育が就労に影響する場合は、復帰予定年月の前月から「就労」で申請が可能です。

申請の際には、すべての必要書類をそろえてご提出ください。

保育を必要とする事由	必要書類	
就労	法人の従業員又は自営業主（法人）	就労証明書（勤務先で証明を受けたもの）
	自営業主（個人）	就労証明書及び自営を証明する書類※ ⁷
	自営業主（個人）の従業員※ ⁶	就労証明書及び働いていることがわかる書類※ ⁸
妊娠・出産	保育を必要とする事由証明書（出産予定日を記載したもの） 母子手帳の表紙の写し	
疾病・障害	保育を必要とする事由証明書（障害者手帳等の記号番号等を記載したもの） 診断書※ ⁹ （指定様式あり）又は障害者手帳等の写し	
介護・看護	保育を必要とする事由証明書（介護・看護に係る対象者等を記載したもの） 診断書※ ⁹ （任意様式）、介護保険被保険者証又は障害者手帳等の写し	
災害復旧	り災証明書の写し	
求職活動	保育を必要とする事由証明書（求職方法を記載したもの） 公共職業安定所（ハローワーク）から交付を受けている「求職受付票」の写し	
就学	保育を必要とする事由証明書（就学先等を記載したもの） 学生証又は合格通知の写し カリキュラム等の写し	
育児休業※ ¹⁰	就労証明書（勤務先で証明を受けたもの） ※育児休業取得期間が記載されたもの	
その他	状況により異なります。	

※⁵ （例）令和8年8月が出産予定月の場合

入園可能期間				
6月	7月	8月（出産予定月）	9月	10月

「妊娠・出産」で新規入園した場合、「育児休業」への変更はできません。

- ※⁶ 自営業主（個人）が親族以外の第三者の場合は、働いていることがわかる書類は不要です（就労証明書のみご提出ください）。
- ※⁷ 自営を証明する書類とは、確定申告書、開業届、営業許可証、契約書又は請求書等の写しです。
- ※⁸ 働いていることがわかる書類とは、就労者の氏名が専従者欄に記載されている確定申告書、給与明細又は勤怠管理表等の写しです。
- ※⁹ 診断書は診断名、症状及び家庭での保育が困難な理由、期間の記載があれば様式は問いません。
- ※¹⁰ 「育児休業」での新規申込みはできません。

5 申込みについて

5-1 施設別必要書類、提出先

申込区分		必要書類	配布場所・提出先
公立・私立 保育所	2号・3号 認定	①教育・保育施設等入所（園）申込書兼児童台帳 ②給付認定申請書 ③「保育を必要とする」ことを証する書類※ ¹ ④保育所等入園に関する確認書 ⑤児童個別連絡票※ ² (⑥申立書) ※ ³	各保育所 たつの市幼児教育課 各総合支所地域振興課
公立 認定こども園	1号認定	①教育・保育施設等入所（園）申込書兼児童台帳 ②給付認定申請書 ⑤児童個別連絡票※ ²	各認定こども園 たつの市幼児教育課 各総合支所地域振興課
	2号・3号 認定	上記公立・私立保育所と同じ	
私立 認定こども園 ※ ⁴	1号認定	上記公立認定こども園 1号認定と同じ	第 1 希望の各認定こども園
	2号・3号 認定	上記公立・私立保育所と同じ	
たつの市外の 施設※ ⁵	1号認定	①教育・保育施設等入所（園）申込書兼児童台帳 ②給付認定申請書	たつの市幼児教育課
		各園指定の申込書類一式	市外の各施設
	2号・3号 認定	上記公立・私立保育所と同じ	たつの市幼児教育課 <u>※保育所等の申込みは、原則、住民票のある市町村で行うこととなっています。</u> <u>市内施設と市外施設の併願はできません。</u>

※¹ 就労証明書又は保育を必要とする事由証明書、母子手帳の写し、診断書等（8 ページ参照）

※² 児童のアレルギーや発達状況等について確認するものです。申込みの際に必ず提出してください。

※³ 祖父母等と同居している場合、又は入園に関して特別な事由を申し立てる必要がある場合に提出してください（1 世帯につき 1 枚）。

※⁴ 私立認定こども園（揖保みどり保育園含む）の教育・保育施設等入所（園）申込書兼児童台帳は、各園指定の様式となります。

※⁵ たつの市外の施設を希望する場合は、事前に施設の所在する市町村の担当部署に申込期間、必要書類、申込条件等を確認の上、お申し込みください。

【申込可能な施設数】

- 1号…第1希望のみ
- 2号・3号…第1～第10希望まで（第10希望まで選考の対象とします。）
※第4希望以降は、保育所等入園に関する確認書に記入してください。

【必要枚数チェック】

- ☐①教育・保育施設等入所（園）申込書兼児童台帳（児童1人につき1枚）
- ☐②給付認定申請書（児童1人につき1枚）
- ☐③「保育を必要とする」ことを証する書類（保護者1人につき1枚）
- ☐④保育所等入園に関する確認書（1世帯につき1枚）
- ☐⑤児童個別連絡票（児童1人につき1枚）
- （☐⑥申立書（1世帯につき1枚））

電子申請による申込みができます！
詳しくは11ページへ。

教育・保育施設等入所（園）申込書兼児童台帳以外の必要書類は、
こちらからダウンロードできます。



5-2 申込みQ&A

Q1 1号認定（認定こども園の幼稚園部分）の申込みは、第1希望のみということですが第1希望の園に入れなかった場合はどうなりますか。

A1 幼児教育課から、入園可能な別の園をご案内します。

6 電子申請について

マイナポータル（ぴったりサービス）を利用することで、電子申請による保育施設（2号・3号）の申込みが可能です。受付期間中は24時間申込みが可能ですので、ぜひご利用ください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



電子申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード及びマイナポータルアプリ
- ・マイナンバーカード対応スマートフォン
又はパソコン・マイナンバーカード対応ICカードリーダー
- ・署名用電子証明書パスワード（英数字6～16桁）及び利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）
- ・就労証明書、保育を必要とする事由証明書等のデータの添付（書類を撮影して画像データの添付可）

注意事項

- ・1号認定を希望する方及び第1希望が私立認定こども園の方は電子申請ができません。申請用紙を直接園に提出してください。
- ・添付書類は必ずデータですべて添付してください。必要書類の添付がない場合は申請受付が完了しません。
- ・申請内容に不備や疑義がある場合は、幼児教育課から連絡させていただく場合があります。
- ・申請情報入力中に一定時間操作がない場合、タイムアウトとなり、入力情報が失われる場合があります。
- ・電子申請後、世帯状況や保育が必要な事由、希望施設等について変更がある場合は、速やかに幼児教育課にて手続きを行ってください。電子申請で変更することはできません。

7 選考方法について

7-1 1号認定（公立）

下記要件に該当する場合は各1点を加点し、合計点数の高い児童から順に入園を決定します。入園可能児童数を超えた場合は、超えた時点の点数と同点の児童のみで抽選を行います。

- （1）市内に在住又は転居・転入が確定している児童
 - （2）当該認定こども園が所在する中学校区内に在住又は転居・転入が確定している児童
 - （3）翌年度も継続入園を希望するきょうだいが、当該認定こども園を利用している児童
- ※ きょうだいで同時に新規申込みをする場合は、加点対象外です。

7-2 1号認定（私立）

各園で異なりますので、園に直接お問い合わせください。

7-3 2号・3号認定（公立・私立）

「保育を必要とする事由」や家庭状況等を基に選考し、優先順位の高い児童から順に入園を決定します。

8 利用者負担額（保育料）・給食費について

3～5 歳児までのすべての児童、0～2 歳児までの生活保護世帯及び市民税非課税世帯の児童の利用者負担額は無償化の対象となります。

利用者負担額は、市民税額（保護者等の所得割課税額の合算）をもとに計算します。市民税額は、6 月頃に市から通知される「市・県民税特別徴収税額の決定通知書」又は「市民税・県民税税額決定・納税通知書」で確認できます。なお、税額控除は調整控除のみが適用され、住宅借入金特別控除、ふるさと納税による控除等を受けている場合は、控除前の市民税額で計算します。

8-1 利用者負担額一覧表（0～2 歳児）

3 号認定子どもの利用者負担額は、年度当初の年齢により決定します。そのため、年度当初 3 号認定であった児童が年度途中で 3 歳になり、2 号認定に変更になっても利用者負担額は変わりません。

0～2 歳児利用者負担額（令和 7 年 9 月 1 日現在）

階層区分			利用者負担額（月額）	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0円	0円
2	市民税非課税世帯		0円	0円
3	市民税 所得割 課税額 *保護者等 の合算	48,600円未満	15,600円 [7,000円]	15,400円 [7,000円]
4		57,700円未満 [77,101円未満]	24,000円 [7,000円]	23,600円 [7,000円]
		97,000円未満	24,000円	23,600円
5		169,000円未満	35,600円	35,000円
6		301,000円未満	42,700円	41,800円
7		397,000円未満	56,000円	54,800円
8		397,000円以上	62,400円	60,800円



- ※ [] 書きはひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者を有する世帯）、その他要保護世帯の額で、第 2 子以降は無償となります。
- ※ 利用者負担額には給食費が含まれています。また、利用者負担額とは別に保護者会費等の徴収があります。
- ※ きょうだいと同時に施設を利用する場合、最年長の児童から数えて第 2 子は半額、第 3 子以降は無償となります。きょうだい異なる施設に在籍する場合も対象です。また、市民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯は、第 1 子の年齢や保育所等の施設利用の有無にかかわらず、第 2 子は半額、第 3 子以降は無償となります。
- ※ 市民税非課税世帯（第 2 階層）において、同居の祖父母等がおり市民税の課税がある場合については、祖父母等の課税額を含めて利用者負担額の算定を行う場合があります。

8-2 給食費(3~5 歳児)

給食費とは、主食費(ごはん等)と副食費(おかず、おやつ等)のことです。

給食費(主食費+副食費)は保護者負担です。主食は持参となる場合があります。各園で異なりますので、園に直接お問い合わせください。

入院等により長期欠席する場合は、給食費が減額又は免除される場合があります。ただし、食材の発注等の都合で事前に申出が必要です。

次の世帯については給食費のうち副食費部分が免除されます。

(副食費が免除される場合は、通知にてお知らせします。)

- ・世帯年収 360 万円未満相当の児童(市民税所得割課税額が 57,700 円未満(1号認定子ども、ひとり親世帯等は 77,101 円未満)の児童)
- ・第3子以降の児童(1号認定子どもの場合は小学校3年生までの児童、2号認定子どもの場合は保育所等を利用する最年長の児童を第1子として数えます。)

※1号認定子どものおやつ代及び土曜日保育利用時の給食費は免除の対象外です。

※主食費は、免除の対象外です。

給食費は
無償化の
対象外だよ



8-3 課税年度の変更による利用者負担額等の見直し時期

令和7年度	令和8年度		令和9年度
9月分~翌年3月分	4月分~8月分	9月分~翌年3月分	4月分~8月分
令和7年度の市民税額で算定 (令和6年1月~令和6年12月の所得)		令和8年度の市民税額で算定 (令和7年1月~令和7年12月の所得)	

課税年度の変更に伴い、見直しを行うため、9月分から利用者負担額等が変わる場合があります。

8-4 利用者負担額等の納付方法(公立・私立保育所)

利用者負担額等の納付方法は、原則として口座振替です。

利用できる金融機関及び振替日は下記のとおりです。

《利用できる金融機関》

三井住友銀行	みなと銀行	トマト銀行	姫路信用金庫
播州信用金庫	兵庫信用金庫	西兵庫信用金庫	兵庫県医療信用組合
兵庫県信用組合	兵庫西農業協同組合	なごさ信用漁業協同組合連合会	ゆうちょ銀行

《振替日》

1回目	毎月15日	ただし、その日が金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日となります。
2回目 (1回目振替不能の場合)	毎月月末	

※ 領収書は発行しませんので、通帳でご確認ください。

※ 私立保育所の給食費、私立認定こども園の利用者負担額等の納付方法は施設により異なります。

注意！！

利用者負担額及び給食費を滞納されますと、納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。たつの市では、公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、利用者負担額等が未納の世帯に対して文書及び電話催告を行います。それでも利用者負担額を完納されない場合は、給与・預貯金・生命保険・自動車等の財産調査を行い事前の予告なしに滞納処分(差押え)を執行します。

何らかの事情で納付できない場合は、必ず幼児教育課までご連絡ください。

8-5 無償化Q&A

Q1 子どもが3歳児以上で、保育所又は認定こども園（保育所部分）を利用していますが、無償化の対象ですか。また、手続きは必要ですか。

A1 無償化の対象となります。また、新たに行っていただく手続きはありません。

Q2 子どもが3歳児未満で、市民税の課税があり、保育所又は認定こども園（保育所部分）を利用していますが、無償化の対象ですか。

A2 無償化の対象外となります。3歳児未満の場合は生活保護世帯及び市民税非課税世帯が対象です。

Q3 子どもが3歳児以上であれば、すべての利用料が無償になりますか。



A3 主食費（ごはん等）、副食費（おかず・おやつ等）、保護者会費、通園送迎費、教材費及び行事費等の費用は、無償化の対象外です。

Q4 4歳児と0歳児の子どもがいて、市民税の課税があり、上の子どもは無償化の対象、下の子どもは無償化の対象外ですが、きょうだいと同時に施設を利用しているので、利用料が半額（無償）となりますか。

A4 きょうだいで同時に施設を利用する場合、上の児童が無償化の対象であっても、最年長の児童から数えて第2子は利用料が半額、第3子以降は無償となります。

9 施設等利用給付認定について

9-1 施設等利用給付認定区分

認定こども園等の一時預かり（幼稚園型・一般型）、認可外保育施設等を利用し、無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

施設等利用給付認定の認定区分については、下記のとおりです。

※ 施設等利用給付認定に保育必要量の区分はありません。

施設等利用給付 認定区分	対象となる児童	対象施設・事業
新1号	満3歳以上で、教育を希望する児童	新制度に移行していない幼稚園（市内にはありません）、特別支援学校等
新2号	3～5歳児で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する児童	一時預かり事業（幼稚園型・一般型）、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業
新3号	0～2歳児で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する児童のうち、生活保護世帯及び市民税非課税世帯	

※ 保護者が「保育を必要とする事由」に該当しない場合の上記の利用料については、無償化の対象外となります。「保育を必要とする事由」については、7～8ページを参照してください。

9-2 無償化の範囲

施設・事業名	無償化範囲	必要書類
一時預かり事業（幼稚園型）	「保育を必要とする事由」に該当する 3～5歳児：月額11,300円まで	・給付認定申請書 ・就労証明書等 （8ページ参照）
一時預かり事業（一般型）、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業	「保育を必要とする事由」に該当する 3～5歳児：月額37,000円まで 0～2歳児※：月額42,000円まで ※生活保護世帯、市民税非課税世帯に限る	

※ 必要書類は、たつの市幼児教育課、各総合支所地域振興課、各対象施設で配布しています。

※ 無償化の対象となるには、利用する前月の20日までに必要書類を提出し、施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受ける必要があります。

9-3 一時預かり事業（幼稚園型）の利用料について

「保育を必要とする事由」に該当する1号認定子どもの一時預かり事業（幼稚園型）の利用料が月額11,300円まで無償となります。

※ 「保育を必要とする事由」に該当しない場合でも利用することができますが、有償での利用です。

※ 1号認定子どもの登園しない日や、登園時間以外に利用した場合、利用料がかかります。

（1号認定子どもは夏季休業等の長期休暇があります）。

9-4 認可外保育施設等の利用料について

認可外保育施設等利用料が、新2号認定子どもは月額37,000円まで、新3号認定子どもは月額42,000円まで無償となります。

保育所・認定こども園等を利用していない児童が対象となります。

※ 市外の認可外保育施設等を利用している方でもたつの市幼児教育課へ申請手続きをしてください。

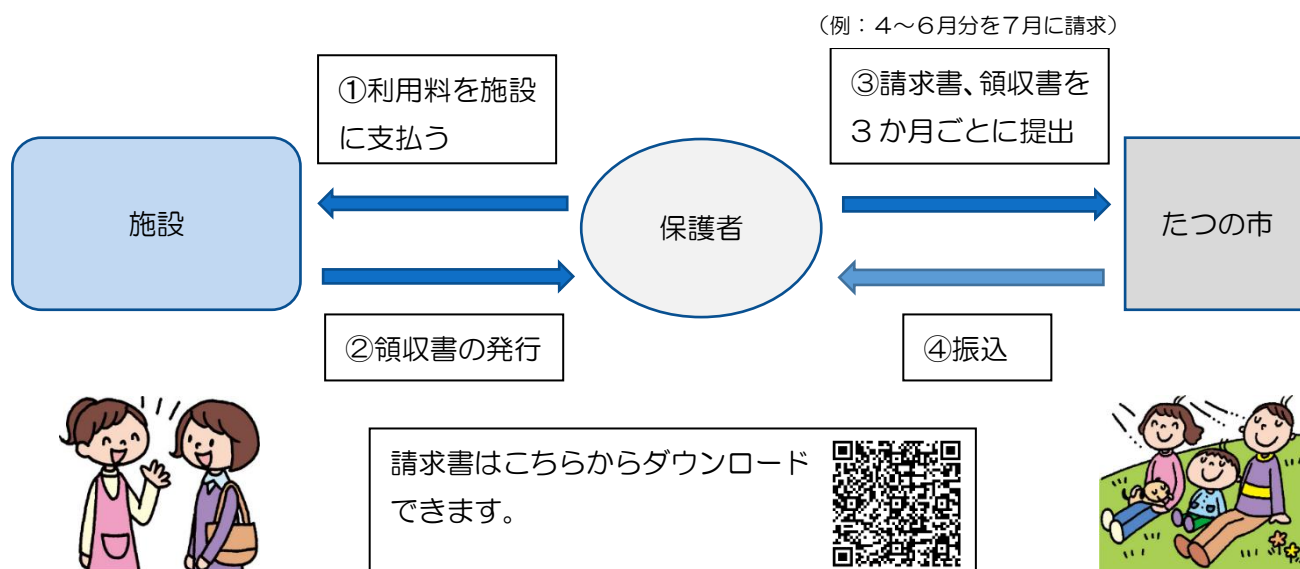
※ 認可外保育施設は、県への届出及び市への確認申請を行っている施設が対象となります。

施設から県への届出及び市への確認申請がない場合、保護者が無償化の要件を満たしていても、無償化の対象外となります。

※ 無償化の制度については幼児教育課まで、手続きについては各施設にお問い合わせください。

9-5 手続きの方法について

9-3、9-4 の手続きの方法は以下のとおりです。



9-6 施設等利用給付認定Q&A

Q1 子どもが3歳児以上で、認定こども園（幼稚園部分）を利用しています。一時預かり事業（幼稚園型）の利用料は無償ですか。

A1 「保育を必要とする事由」に該当する場合、一時預かり事業（幼稚園型）の利用料が月額11,300円まで無償となります。なお、その場合は利用する前月20日までに、給付認定申請書及び就労証明書等を提出の上、施設等利用給付認定（新2号）を受けていただく必要があります。

10 その他保育サービス

10-1 一時預かり事業（一般型）

一時預かり事業（一般型）は、一時的に保育が必要となった就学前の児童を、時間又は一日単位で保育する事業です（預かり単位は施設により異なります）。下記のような場合にご利用いただけます。

- ・保護者の傷病、入院、災害、事故などにより緊急・一時的に保育が必要な場合
- ・保護者の勤務上の都合により緊急・一時的に保育が必要な場合
- ・保護者の通院、里帰り出産や保護者がリフレッシュの時間を必要とする場合

実施施設（令和7年9月1日現在）

施設名		住所	電話番号
私立保育所	揖保みどり保育園	揖保町揖保中97-3	0791-67-8055
	たんぼぼ保育園	龍野町宮脇10-4	0791-63-2777
	東栗栖保育園	新宮町能地338-2	0791-75-0188
	岩見保育所	御津町岩見1462	079-322-3657
私立認定こども園	まことこども園	神岡町沢田467-1	0791-65-1569
	旭こども園	龍野町富永16	0791-63-1848
	あそびの丘	揖西町小畑541-1	0791-72-8825
	心光こども園	新宮町仙正187-4	0791-75-3318
	第一仏光こども園	揖保川町山津屋67-2	0791-72-3240

対象児童：原則として本市に住所を有し、保育所・認定こども園に通園していない、又は在籍していない就学前の児童

申込方法：直接、施設へ空き状況を確認の上、お申し込みください。

施設の受入状況等の理由によりお預かりできない場合があります。

※ 利用料・預かり時間など、詳しくは各施設へお問い合わせください。

※ 「保育を必要とする事由」に該当する、保育所・認定こども園等に在籍していない生活保護世帯及び市民税非課税世帯の児童は、利用料が無償化の対象となります。ただし、利用を開始する前に施設等利用給付認定の申請が必要です（15ページ参照）。

10-2 病後児保育事業

病気が十分に回復していない、あるいは回復期にあり、家庭での保育が困難な児童を一時的にお預かりします。利用料・預かり時間など、詳しくは施設へお問い合わせください。

実施施設（令和7年9月1日現在）

施設名		住所	電話番号
私立認定こども園	まあや学園	揖保川町二塚385-1	0791-72-4630

対象児童：生後6か月～小学6年生までの幼稚園、保育所、認定こども園又は小学校等に通うたつの市、宍粟市、上郡町又は佐用町に住民票のある児童

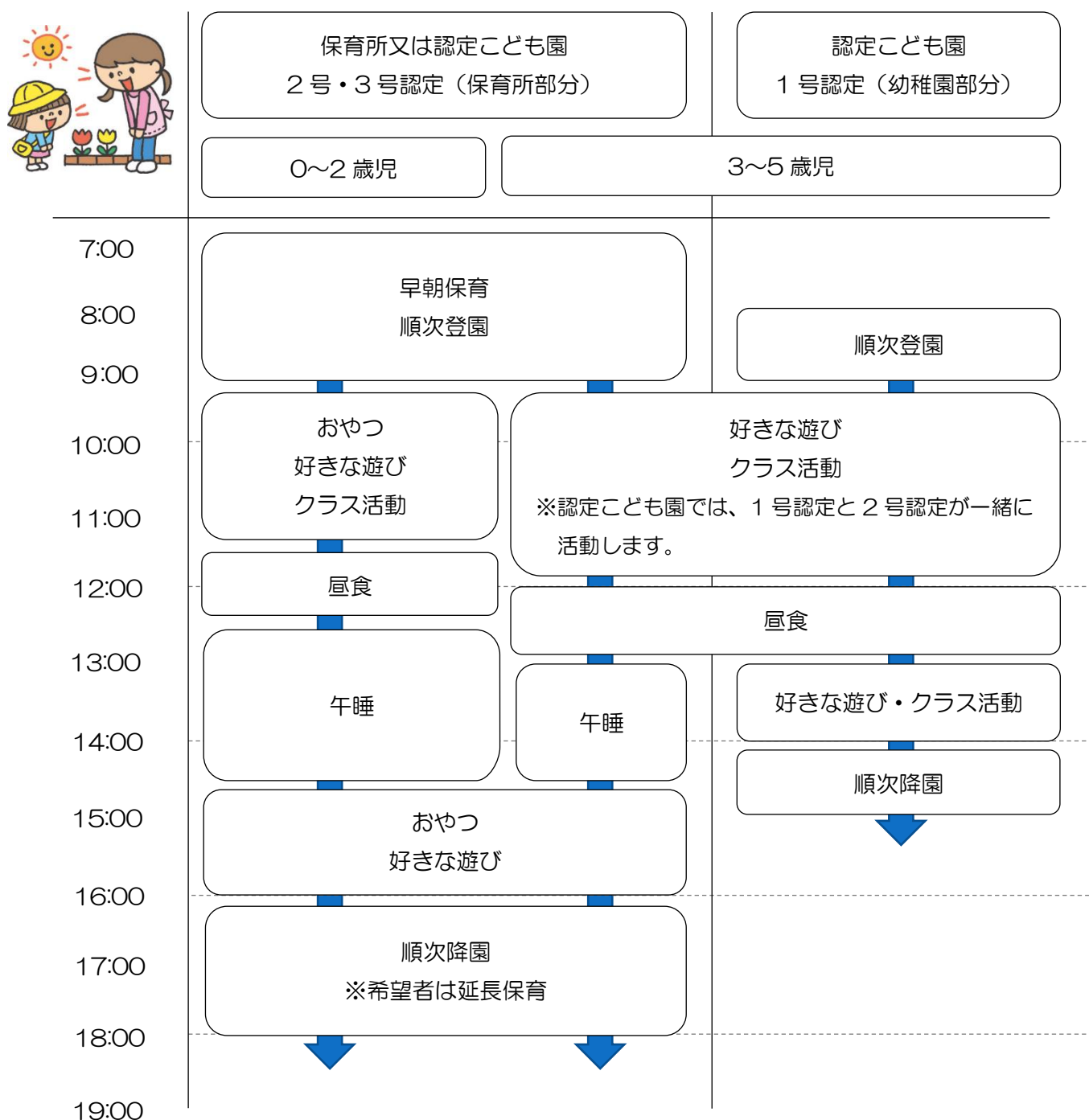
申込方法：事前に施設へ電話予約をしてください。なお、利用時に医師の診断証明（連絡票）の提出が必要です。

10-3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない生後6か月～満3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等を利用することができる事業です。令和8年度からの実施に向けて、準備を進めています。

11 1日のすごしかた

各園によって開園・閉園時間、活動の時間や内容については様々です。また、午睡についても、各園によって実施方法が異なります（例：4・5歳児（2号認定）について、10月以降は午睡なし等）。



※この表は、たつの市の園の一例です。
園によって活動の時間や内容は異なります。

12 よくあるご質問

Q1 保育所等の入園は、先着順で決定しますか。申込みをすれば必ず希望園に入園できますか。

A1 先着順ではありません。申込人数が募集人数を超えた場合は、選考※となるため、希望園に入園できないこともあります。
※選考方法については、「選考方法について」（11ページ）を参照してください。

Q2 現在保育所・認定こども園を利用中で育児休業取得予定です。上の子は引き続き施設を利用できますか。

A2 就労の要件で、すでに施設を利用中の方が育児休業を取得される場合は生まれた子が1歳になる年度の年度末までは引き続き施設を利用できます。ただし、妊娠・出産で新規入園された場合は、育児休業を取得されても継続して利用はできません。

Q3 これから出産する子どもの申込みはできますか。



A3 申込みできます。申請書の児童名、生年月日、性別等は空白で提出してください。出産後、氏名等が決まりましたら、幼児教育課で手続きをしてください。

Q4 求職活動中でも保育所・認定こども園（保育所部分）の申込みはできますか。

A4 申込みできます。ただし、入園可能期間は3か月です。4月入園の場合は6月末までです。就労が決まり次第、給付認定申請書及び就労証明書を提出してください。就労先が決まらない場合、期限日をもって退園となります。

Q5 公立と私立で利用者負担額は違いますか。

A5 利用者負担額は、保護者の市民税額をもとに計算されるため、同じです。ただし、入園時や毎月発生する諸費用（制服代、保護者会費、絵本代等）は、施設により異なります。

Q6 保育所・認定こども園（保育所部分）を利用中で妊娠、転職、疾病など保護者の状況が変わりました。手続きは必要ですか。

A6 妊娠がわかったなど保護者の状況が変わり、「保育を必要とする事由」が変更になる場合は、必ず給付認定申請書及び就労証明書等の提出が必要です。8ページを参考に必要書類を提出してください。

Q7 保護者が離婚・再婚しました。手続きは必要ですか。

A7 申請書類等の訂正、利用者負担額等の算定基準が変更となるため、必ず幼児教育課までご連絡をお願いします。

Q8 子どもが3歳児以上で認定こども園（保育所部分）を利用していますが、退職等で保育を必要とする事由に該当しなくなりました。継続して利用することはできますか。

A8 「保育を必要とする事由」に該当しない場合は、認定こども園（保育所部分）の利用はできなくなります。ただし、利用中の認定こども園（幼稚園部分）の定員に空きがあれば、1号認定に変更し、引き続き利用することができます。変更には、給付認定申請書の提出が必要です。

Q9 保育所等の見学はできますか。



A9 施設での生活や遊びの様子を知っていただくために、わくわく体験（オープン保育）を実施していますので、幼児教育課までお申し込みください。
また、個別での見学もできますので、事前に各施設にお問い合わせください。

13 施設詳細情報（令和7年9月1日現在）

QRコードは各園HP等です。ぜひご覧ください！

神 岡 保 育 所				
施設類型	保育所	設置認可 年 月	S27.3	
設置運営	たつの市	送迎バス	なし	
定 員	2・3号／40名			
時 間	保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：8:00～18:00			
理念・教育・保育目標		心身ともに健康で生き生きと意欲的に生活できる子どもの育成		
保育内容に関する事項				
「遊びは学び」事業（人形劇鑑賞、和太鼓指導、茶道教室、サッカー教室等）、子育て支援事業、乳児保育、特別支援保育、アレルギー児用除去食、保育参観、個別懇談会、園外保育、栽培活動、誕生会、移動図書館、絵本の貸し出し、避難訓練、交通安全教室、校区保育所・こども園交流会、小学校との交流会、地域交流、「おいで保育所へ」事業、子育て相談、まちの子育てひろば				

西 楽 保 育 園				
施設類型	保育所	設置認可 年 月	S26.11	
設置運営	社会福祉法人 紫雲福祉会	送迎バス	なし	
定 員			2・3号／110名	
時 間	保育短時間：8:30～16:30 保育標準時間：7:00～18:00 延長保育：18:00～19:00			
理念・教育・保育目標		やさしい子・つよい子・ころある子		
保育内容に関する事項				
リズムジャンプ（有資格職員3名）、ヒップホップダンス（4・5歳児を対象に月2回実施）、英語（3～5歳児を対象に月1回実施 ネイティブ講師）、知育（4・5歳児を対象に月1回実施）、環境学習（はりまシェアリングネイチャーの会）、音楽、書道、スイミング教室（新宮温水プール）、体育教室（力健）				

た ん ぽ ぽ 保 育 園				
施設類型	保育所	設置認可 年 月	S52.4	
設置運営	社会福祉法人 たんぽぽ福祉会	送迎バス	なし	
定 員	2・3号／90名			
時 間	保育短時間：8:30～16:30 保育標準時間：7:00～18:00 延長保育：18:00～19:00			
理念・教育・保育目標		【理念】一人一人の子どもの心身の健やかな育ちを支えるとともに、保護者及び地域の子育て支援に最善を尽くす 【保育目標】1、自分から主体的に生活し、のびのび遊べる子ども 2、友だちを大切に、温かく思いやりのある子ども 3、いろいろなことに興味を持ち、感性豊かな子ども		
保育内容に関する事項				
延長保育（18：00～19：00）、一時預かり保育（予約制）、乳幼児子育て応援事業（すくすく子育て教室、まちの子育て広場、育児相談）、アレルギー対応給食、食育農園、サッカー遊び（4・5歳児）、スイミング教室（4・5歳児希望者）、硬筆教室（5歳児希望者）、地域活動（地域老人会との交流等）、保護者支援としてのICT化（連絡帳アプリ、キャッシュレス決済、登降園システム、保育動画配信等）、オムツのサブスク				

龍 野 太 陽 保 育 園				
施設類型	保育所	設置認可 年 月	S55.4	
設置運営	社会福祉法人 龍野太陽福祉会	送迎バス	なし	
定 員	2・3号／80名			
時 間	保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：7:00～18:00 延長保育：18:00～19:00			
理念・教育・保育目標		・自立心のある子ども ・素直な子（ありがとう、はい、ごめんなさい） ・思いやりのある子		
保育内容に関する事項				
硬筆・習字、体育教室、音楽教室等の専門講師による指導 四季折々の園外保育の充実、地域活動（異年齢交流事業、高齢者交流事業等）、延長保育（18：00～19：00） 育児相談等の子育て支援活動及び療育支援活動、すくすく教室				

東 栗 栖 保 育 園				
施設類型	保育所	設置認可 年 月	S26.2	
設置運営	社会福祉法人 東栗栖社会福祉協会	送迎バス	なし	
定 員			2・3号／50名	
時 間	保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：7:00～18:00 延長保育：18:00～18:30			
理念・教育・保育目標		・基本的な生活習慣を身につける ・自然の中で思い切り遊ぶ		
保育内容に関する事項				
季節の体験…筍掘り、田植え、野菜の栽培、七夕、稲刈り、芋掘り、焼き芋、餅つき、豆まき、ひな祭り等 保護者参加の行事…親子交流会、保育参加、夕涼み会、運動会、オープン保育、発表会、ミニコンサート 専門講師の指導…リトミック(全園児)、体操(3～5歳児)、リズムジャンプ(4,5歳児)、昆虫教室(4,5歳児) 一時預かり保育、乳幼児親子学級、育児相談、アレルギー対応給食、卒園児交流会、高齢者交流会				

香 島 保 育 園				
施設類型	保育所	設置認可 年 月	S55.4	
設置運営	社会福祉法人 栗栖の荘	送迎バス	あり	
定 員	2・3号／40名			
時 間	保育短時間：8:15～16:15 保育標準時間：7:15～18:15 延 長 保 育：18:15～18:45			
理念・教育・保育目標		・健康で明朗かつ情緒の安定した子ども ・自分のことは自分でできる子ども ・友だちと仲良くでき、他人に迷惑をかけない子ども ・豊かな感性や創造力を持った子ども ・よく聞き、よく話す子ども		
保育内容に関する事項				
まなびタイム（学研教室 4・5歳児）、ECC英語教室（4・5歳児）、 スポーツ教室（2～5歳児）、 スイミングスクール（3～5歳児 希望者）、食育（クッキング、栽培）、高齢者施設や地域との交流、 移動図書館、園外保育、乳幼児子育て応援事業（てんとう虫広場）、延長保育（18：15～18：45）				

岩 見 保 育 所			
施設類型	保育所	設置認可 年 月	S37.8
設置運営	社会福祉法人 岩見保育所	送迎バス	あり
定 員		2・3号／20名	
時 間	保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：7:00～18:00 延長保育：18:00～19:00		
理念・教育・保育目標		子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。その子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。	
保育内容に関する事項			
季節行事	・お花見会（桜、紫陽花、梅） ・七夕会 ・豆まき ・ひなまつり会 ・地域交流フェスティバル		
保護者参加行事	・ファミリーデー ・懇談会 ・保育参加 ・生活発表会 ・卒園、修了式		
講師と一緒に	・英語で遊ぼう ・リズムで遊ぼう ・みんなで遊ぼう		
・土曜日保育	・延長保育 ・アレルギー対応給食 ・園バスで園外保育 ・高齢者交流活動		
・一時預かり	・乳幼児子育て応援事業 ・子育て相談事業 ・すくすく教室 ・園庭開放		



揖保みどり保育園				
施設類型	保育所	設置認可 年 月	S46.4	
設置運営	社会福祉法人 揖保福祉会	送迎バス	なし	
定 員	1号／9名※	2・3号／90名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00※ 保育短時間：登園時間を基準に8時間 保育標準時間：7:00～18:00 延長保育：18:00～19:00			
理念・教育・保育目標		豊かな人間性の育成をめざす ・明るく 心身ともに健康で明るい子どもに ・たくましく 何にでも積極的に、創造力豊かに取り組み、成し遂げる子どもに ・素直に きまりを守って誰とでも、仲良くできるやさしい子どもに		
保育内容に関する事項				
・お弁当の日(月1回)：園外保育の日。園バスを使い、市内外の様々な場所へ遊びに行きます。 ・制服はスモック・体操服(2～5歳児)、色帽子のみ。個々の嗜好に合わせ、過ごしやすい服装で生活します。 ・保育中に汚れた衣類は園で洗濯します。汚れた物を持ち帰ることはほとんどありません。 ・給食は管理栄養士が在園児の体重測定を基に作成。カルシウム摂取強化等、独自の目標設定で栄養満点です。 ・未就園児の一時預かり事業(@300円/時間)、子育て支援教室、こども食堂も開催しています。 ※新園舎が完成し、令和8年度より保育所型認定こども園へ移行予定です。1号認定の受け入れも始まります。				



龍 野 こ ど も 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	R3.4	
設置運営	たつの市	送迎バス	なし	
定 員	1 号／30 名	2・3 号／65 名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：8:00～18:00			
理念・教育・保育目標		・心身ともに健康で、心豊かな子どもの育成 ・基本的な生活習慣を身に付け、自立する子どもの育成		
保育内容に関する事項				
「おいでこども園へ」事業、「遊びは学び」事業（運動遊び教室、器楽指導、わらべうた遊び等） 子育て支援事業、乳児保育、特別支援教育、子育て相談、アレルギー児用除去食、食育活動（野菜の栽培、収穫）、園外保育、異年齢交流遊び、おはなしほっと（絵本の読み聞かせ）、龍野図書館訪問、避難訓練、誕生会、個別懇談、小学校との交流、地域との交流、まちの子育て広場				

小 宅 北 こ ど も 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	R2.4	
設置運営	たつの市	送迎バス	なし	
定 員	1号／65名	2・3号／80名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：8:00～18:00			
理念・教育・保育目標		・心豊かで、優しくたくましい子どもの育成 ・基本的な生活習慣を身に付け、自立する子どもの育成		
保育内容に関する事項				
「おいでこども園へ」事業、「遊びは学び」事業（音楽鑑賞、人形劇鑑賞、わらべうた遊び、英語で遊ぼう、手話教室等）、まちの子育てひろば、子育て支援事業、乳児保育、特別支援教育、子育て相談、園外保育、アレルギー児用除去食、食育活動、異年齢交流遊び、お話の部屋、移動図書館、保育参観日、避難訓練、誕生会、健康診断、個別懇談会、地域交流				

小 宅 南 こ ど も 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H31.4	
設置運営	たつの市	送迎バス	なし	
定 員	1号／30名	2・3号／100名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：8:00～18:00			
理念・教育・保育目標		・心身ともに健康で、感性豊かな子どもの育成 ・基本的な生活習慣を身に付け、自立する子どもの育成		
保育内容に関する事項				
「おいでこども園へ」事業、子育て支援事業、子育て相談、まちの子育てひろば、乳児保育、特別支援教育、 「遊びは学び」事業（和太鼓教室、運動遊び、手話体験、おはなし会、わらべうた遊び、こま・剣玉遊び等）、 異年齢交流遊び、自然体験、園外保育、食育活動（野菜の栽培、収穫）、アレルギー児用除去食、誕生会、 移動図書館、避難訓練、保育参観、個別懇談、小学校との交流、地域交流				

揖 西 東 こ ど も 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H29.4	
設置運営	たつの市	送迎バス	なし	
定 員	1号／35名	2・3号／85名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：8:00～18:00			
理念・教育・保育目標		・基本的な生活習慣を身に付け自立する子どもの育成 ・心豊かに、自己発揮する子どもの育成		
保育内容に関する事項				
「おいでこども園へ」事業、子育て支援事業、乳児保育、特別支援教育、アレルギー児用除去食、 地域交流（老人クラブ、民生児童委員）、小学校との交流、自然体験、園外保育、英語で遊ぼう、お茶席体験、 和太鼓教室、移動図書館、サッカー教室、食育活動（野菜の栽培、収穫）、避難訓練、保育参観日、個別懇談 会、誕生会等				

揖 西 中 こ ど も 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H27.4	
設置運営	たつの市	送迎バス	なし	
定 員	1号／15名	2・3号／45名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：8:00～18:00			
理念・教育・保育目標		『心豊かで生き生きと遊ぶ子どもの育成』 ～一人一人を大切にし、仲間とともに育つ子どもをめざして～		
保育内容に関する事項				
「おいでこども園へ」事業、「遊びは学び」事業（運動遊び、サッカー教室、和太鼓指導、器楽指導、キッズヨガ等）、乳児保育、特別支援教育、個別懇談、園外保育、お茶席体験、アレルギー児用除去食、構教育集会所でのなかよし学級活動、図書館司書によるおはなしのにわ（読み聞かせ）、移動図書館、絵本の貸し出し、地域のこども園や小学校との交流、食育活動、異年齢交流遊び、避難訓練、誕生会				

誉 田 こ ど も 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H31.4	
設置運営	たつの市	送迎バス	なし	
定 員	1号／20名	2・3号／70名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：8:00～18:00			
理念・教育・保育目標		・心身ともに健康で、感性豊かな子どもの育成 ・基本的な生活習慣を身に付け、自立する子どもの育成		
保育内容に関する事項				
「おいでこども園へ」事業、子育て支援事業、「遊びは学び」事業（英語で遊ぼう、運動遊び教室、和太鼓指導等）、乳児保育、特別支援教育、保育参観、個別懇談会、移動図書館、避難訓練、誕生会、園外保育、異年齢交流遊び、アレルギー児用除去食、食育活動（栽培、クッキング）、まちの子育てひろば、地域交流（小学校、民生児童委員、隣保館）				

西 栗 栖 こ ど も 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H27.4	
設置運営	たつの市	送迎バス	なし	
定 員	1号／15名	2・3号／45名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：7:30～18:00			
理念・教育・保育目標		・友達と共に育ち、心豊かで生き生きと遊ぶ子どもの育成 ・基本的な生活習慣を身に付け自立する子どもの育成		
保育内容に関する事項				
「遊びは学び」事業（自然体験教室、音楽教室、英語教室等）、異年齢交流遊び、園外保育、農業体験、特別支援教育、お話宅急便、移動図書館、誕生会、小学校との交流、生け花体験、地域や老人クラブとの交流（サツマイモ栽培）、食育活動、アレルギー児用除去食、まちの子育てひろば、「おいでこども園へ」事業、子育て支援事業				

新 宮 こ ど も 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H27.4	
設置運営	たつの市	送迎バス	なし	
定 員	1号／30名	2・3号／80名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：7:30～18:00			
理念・教育・保育目標		・多様な体験を通して、友達と心豊かに育ち合う子どもの育成 ・基本的な生活習慣を身に付け、自立する子どもの育成		
保育内容に関する事項				
「おいでこども園へ」事業、子育て支援事業、子育て相談、まちの子育てひろば、乳児保育、特別支援教育、 「遊びは学び」事業（運動遊び、楽器遊び、英語で遊ぼう等）、小学校との交流、地域との交流、異年齢交流遊 び、園外保育、誕生会、個別懇談、保育参観、アレルギー児用除去食、食育活動、自然体験活動、農業体験、 避難訓練、図書館訪問等				

神 部 こ ど も 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H31.4	
設置運営	たつの市	送迎バス	なし	
定 員	1号／35名	2・3号／45名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：8:00～18:00			
理念・教育・保育目標		・心身ともに健康で、感性豊かな子どもの育成 ・基本的な生活習慣を身に付け自立する子どもの育成		
保育内容に関する事項				
「おいでこども園へ」事業、「遊びは学び」事業（自然体験活動、英語で遊ぼう、体操教室、こま・剣玉教室、おはなし会、論語教室等）、子育て支援事業、乳児保育、特別支援教育、子育て相談、アレルギー児用除去食、園外保育、異年齢交流遊び、食育活動、小学校との交流、地域との交流、移動図書館、図書館訪問、絵本の貸出し、図書館訪問、絵本の貸出し、誕生会等				

御 津 北 こ ど も 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H30.4	
設置運営	たつの市	送迎バス	なし	
定 員	1号／10名	2・3号／60名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：8:00～18:00			
理念・教育・保育目標		・友達と仲良く生き生きと遊ぶ子どもの育成 ・自分の気持ちや考えを素直に表現する子どもの育成 ・基本的な生活習慣を身に付け自立する子どもの育成		
保育内容に関する事項				
「おいでこども園へ」事業、「遊びは学び」事業（自然体験活動、英語で遊ぼう、体操教室、和太鼓教室等）、乳児保育、特別支援教育、子育て相談、誕生会、園外保育、アレルギー児用除去食、食育活動、野菜の栽培・収穫、まちの子育てひろば、異年齢交流遊び（なかよしタイム）、お話の部屋、移動図書館、校区内園・小学校との交流、地域との交流				

御 津 南 こ ど も 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	R2.4	
設置運営	たつの市	送迎バス	なし	
定 員	1号／10名	2・3号／50名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：8:00～18:00			
理念・教育・保育目標		・自分らしさを発揮し、友達と共に育ち合う子どもの育成 ・基本的な生活習慣を身に付け、自立する子どもの育成		
保育内容に関する事項				
「おいでこども園へ」事業、「遊びは学び」事業（運動遊び、英語で遊ぼう、人形劇鑑賞、お話の部屋等）、乳児保育、特別支援教育、子育て相談、まちの子育てひろば、アレルギー児用除去食、食育活動、園外保育、地域交流（小学校・中学校等）、図書館訪問、異年齢交流遊び（なかよしタイム）、サッカー教室、誕生会、避難訓練等				

まことこども園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H28.4	
設置運営	社会福祉法人 神岡福祉会	送迎バス	なし	
定 員	1号／25名	2・3号／105名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:30 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：7:00～18:00 延長保育：18:00～19:00			
理念・教育・保育目標		『強く・明るく・仲良く』 こども一人ひとりを大切に、基本的な生活習慣の自立や豊かな情操を養い、健康で安全・安心な生活のもと、激しく進展する社会の中でたくましく生きる力を育む。		
保育内容に関する事項				
地域の方とのふれあい（芋苗植え、田植え、稲刈り、芋ほり、餅つき等）、小・中学生との交流、お茶ごっこ、体育あそび、英語あそび、どろんこあそび、異年齢交流遊び、iPadを使ったICT教材の導入、一時預かり事業（幼稚園型・一般型）、アレルギー児除去食、保護者支援（個別参観と懇談会を実施）、紙パンツは手ぶら登園または持参を月単位で選択可能、子育て支援事業（すくすく教室、まちの子育てひろば、園庭開放、育児相談）				

す み れ こ ど も 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H28.4	
設置運営	社会福祉法人 松原福社会	送迎バス	なし	
定 員	1 号 / 15 名	2・3 号 / 90 名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：7:00～18:00 延 長 保 育：18:00～19:00			
理念・教育・保育目標		「じょうぶな体とやさしい心」 ・基本的生活習慣の自立ができる子・元気に遊べる子・思いやりの心を持つ子		
保育内容に関する事項				
延長保育、一時預かり事業(幼稚園型)、乳児保育、障害児保育、 専門講師によるリズム指導(3～5 歳児)、体育指導(4・5 歳児)、英語指導(4・5 歳児)、 野菜作り、移動図書、小学校・中学生との交流、世帯間交流、地域との交流(田植え体験等)、 すくすく教室、育児相談、園庭開放(毎週土曜日午前中)				

旭こども園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H27.4	
設置運営	社会福祉法人 旭福社会	送迎バス	なし	
定 員	1号／25名	2・3号／70名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:30～16:30 保育標準時間：7:00～18:00 延長保育：18:00～19:00			
理念・教育・保育目標		教育・保育理念：やる気のあるたくましい子の育成 教育・保育方針：家庭的な雰囲気のもと、一人ひとりを大切に、心豊かな子どもを育成する 教育・保育目標：・いつも明るく元気な子ども ・だれとでも仲よく力いっぱい遊べる子ども ・やさしい思いやりの心と夢をもった子ども		
保育内容に関する事項				
子育て支援事業（すくすく教室、育児相談、乳幼児子育て応援事業、世代間交流、異年齢児交流）、 乳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かり事業（幼稚園型・一般型） 5歳児（希望者）・・・毎週木曜日 13:30～14:30 市内スイミングスクールへ通う 5歳児・・・他園・就学先の小学校との交流会に参加				

あそびの丘				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	R2.4	
設置運営	社会福祉法人 こどもの国	送迎バス	あり	
定 員	1号／15名	2・3号／45名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：7:00～18:00 延長保育：18:00～19:00			
理念・教育・保育目標		＜理念＞認定こども園あそびの丘は「ぽかぽか 大家族」 ～やってみたいを大切に、楽しい暮らしを共に～ ＜教育・保育目標＞誰にでも愛される 優しい心の子どもになるように のびのびと元気に遊び よく考える子どもになるように ありがとう ごめんなさいが 言える子どもになるように		
保育内容に関する事項				
子どもが「あそび」の中から自ら学べる教育を目指します。まず、「あそび」ことを楽しめる子どもたちになるように。あそびの中でも、特に園庭、自然、人との関わりを大切にします。築山や三段砂場、一本橋、タワーなど園児、職員、保護者の方と一緒に世界に一つの園庭を作ります。山登り、野菜作り（菌ちゃん農法）、川遊びなど自然にも多く触れ合います。地域の方とのかかわりも大切にしていきます。				

心 光 こ ど も 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H29.4	
設置運営	社会福祉法人 心光福祉会	送迎バス	なし	
定 員	1号／15名	2・3号／80名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：7:00～18:00 延長保育：18:00～19:00			
理念・教育・保育目標		「明るく元気な子」「思いやりのある子」「創造し工夫できる子」		
保育内容に関する事項				
すくすく子育て教室、乳幼児子育て応援事業、子育て相談、園庭開放、地域老人交流活動、 四季を通じて園外保育、アレルギー児用除去食、クッキング、移動図書、乳児保育、障害児保育、延長保育、 一時預かり事業（幼稚園型・一般型）、体育教室、リトミック、英語教室、硬筆教室				

第 一 仏 光 こ ど も 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H27.4	
設置運営	社会福祉法人 めぐみ会	送迎バス	なし	
定 員	1号/15名	2・3号/110名		
時 間	教育標準時間：9:00～14:00 (8:45 から準備) 保育短時間：登園時間を基準に8時間 (フレックス) 保育標準時間：7:00～18:00 延長保育：18:00～19:00			
理念・教育・保育目標		だれにでも愛される、やさしい心の子どもになるように。 のびのびと元気に遊び、よく考える子どもになるように。 「ありがとう」「ごめんなさい」と、心から言える子どもになるように。		
保育内容に関する事項				
子どもの自主性を育てるために、遊びの時間はとても大切です。当園では園児一人一人の意欲を育む、学びのある遊びを用意しています（操作練習遊び、構成遊び、役割遊び、ルールのある遊び、戸外遊び）。その他各種教室も充実しています（音体教室、絵画造形教室、英会話教室、体育教室、スイミング教室、リズム教室）。				

ま あ や 学 園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H27.4	
設置運営	社会福祉法人 こどもの国	送迎バス	あり (1号は朝のみ)	
定 員	1号/25名	2・3号/115名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:00 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：7:00～18:00 延長保育：18:00～19:00			
理念・教育・保育目標		仏の子どもを育てます。小さな芽の中にある無限の可能性を信じて、喜び・感謝・思いやりの心を大切に、子どもと共に成長します。輝く私になる、輝く子どもを育てるそれが私たちの想いです。		
保育内容に関する事項				
・子育て支援センターつくしんぼの館（在宅で保育をする保護者、お子様の子育て・保育支援） ・病後児保育タッチ（病気の回復期である、市内在住 0～12 歳のお子様をお預かりいたします）				

じょうせんこども園				
施設類型	幼保連携型 認定こども園	設置認可 年 月	H27.4	
設置運営	社会福祉法人 慈雲福祉会	送迎バス	あり (1号も利用可能)	
定 員	1号／15名	2・3号／120名		
時 間	教育標準時間：8:30～14:30 保育短時間：8:00～16:00 保育標準時間：7:00～18:00 延長保育：18:00～19:00			
理念・教育・保育目標		保育目標　～強く　優しく　元気な子～ 豊かな心を育てます。想像性を養います。基本的生活を身につけます。		
保育内容に関する事項				
延長保育（18：00～19：00）、障害児保育、乳児保育、一時預かり事業（幼児園型）、 地域交流、育児相談、すくすく教室（乳幼児子育て応援事業）、野菜作り、異年齢児交流、 音楽・体育・科学・リズムジャンプは専門講師による指導、 イングリッシュアワー（外国人講師と英語で遊ぶ時間）、スイミングスクール（希望者）				

たつのの子育てサポーター！

「いのちと自然を
守り育てる」

私たちの変わらぬ
テーマです

 **クミアイ化学工業株式会社**
龍野工場



株式会社斉藤鐵工所

**TOYOTA
L&F**

お客様の物流の未来をともに創る。

トヨタL&F兵庫株式会社


株式会社ダイセル



電気計装・空調設備 設計 施工
自動化システムエンジニアリング

株式会社北山工商

本 社 〒670-0952 姫路市南条 399-1
林田支店 〒679-4201 姫路市林田町 184-7

ポンプ、モータの製造・販売



三相電機株式会社
〒671-2288 姫路市青山北一丁目1番1号
URL: <http://www.sanso-elec.co.jp>



新宮三相電機株式会社
〒679-5155 たつの市新宮町栗町410番地6
URL: <http://www.shingu.sanso-elec.co.jp>

伸縮継ぎ手やってます 		 フジプレミアム株式会社 フジプレミアムは「不可能への挑戦」を掲げ 未来を切り開く研究開発型企業です。
 見て!買って!食べて! 瀬戸内絶景スポット! 道の駅みつ ・直売所 ・レストラン ・屋外BBQ ・イベントも!  運営:(株)清交倶楽部 (指定管理者)	 Nagase Chemtex ナガセケムテックス株式会社	 株式会社ホームセンターアグロ
 安全・安心で新鮮な農産物を食卓に	たつの市では、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の制度を通じ、子育て支援を応援する企業等からの寄附を活用させていただき、子育て支援の取組を行っています。	
 株式会社一宮電機		
 佐藤精機株式会社		 株式会社 ジェイシーシー ビル総合管理
今日を支える、明日を変える。  タキロンシーアイは、 競泳日本代表を応援しています。	 岡野法律事務所	 伊藤喜商事
	 ビーエイチエヌ株式会社 Beauty Health Nutrition	 Zero Accel



お問い合わせ先	電話番号
教育委員会事務局幼児教育課	0791-64-3222
新宮総合支所地域振興課	0791-75-0255
揖保川総合支所地域振興課	0791-72-2523
御津総合支所地域振興課	079-322-1451
各保育所	2ページ参照
各認定こども園	